

資料 No.1

令和7年10月22日
教育政策課

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を行う委員として、次の委員を指名する。

山本 直子

令和7年10月11日

福井県教育長 藤丸 伸和